

気象警報発令時の対応措置について（お知らせ）

1. 対象区域の確認

気象警報発令時に、臨時休校等の措置決定判断の対象とする発令区域について

◎ **西宮・宝塚・芦屋・神戸・尼崎・伊丹の6市**のうち、いずれか1つの市への発令

(※ 川西市・三田市・猪名川町は、休校決定判断の対象ではありません。)

2. 取り扱いの確認

気象警報発令時の本校の臨時休校等の措置の取り扱いは下記のとおりです。

- (1) **午前7時現在、西宮・宝塚・芦屋・神戸・尼崎・伊丹の6市※に暴風・大雨・洪水・大雪のいずれかの警報が発令されているとき**、**臨時休校**とします。
※ この6市（以下「対象6市」と称します）の中の**いずれか1つの市**だけでも警報が発令されていれば、臨時休校を決定いたします。
- (2) **対象6市以外※のみ**に上記警報が発令されている場合、休校とはしません。ただし、これらの発令市町が居住地に該当する児童は登校しなくても欠席・遅刻等の扱いはせず、出席停止扱いとします。なお、必ず学校にその旨ご連絡ください。
※ (例) 川西市・三田市・猪名川町（＝対象6市以外の阪神地域）、池田市・豊中市・箕面市など（＝北大阪地域）、大阪市（＝大阪市地域）、その他ほとんどの地域
◎ 発令市町から登校した場合は出席としますが、**決して無理をせず**、保護者の責任のもと、児童の安全を第一に考えたご対応をよろしく願います。
- (3) 上記のことについては、**テレビその他の情報をもとに**、各家庭でご判断ください。メルポコによる学校からのお知らせは原則として行いませんが、状況により必要性を考慮し配信を行う場合もあります。
- (4) **午前7時までの時間帯の中で、警報発令・警報解除の可能性が考えられる時**は、できる限り**7時の確定まで自宅待機**するよう心がけてください。
◎ この場合、始業時刻に遅れても遅刻扱いはしません。混乱を避け、安全を優先してください。
- (5) **臨時休校に気付かず登校してきた児童**には、次のように対応します。
 - ① 教職員が通学路や仁川駅、甲東園駅、西宮北口駅に立ち、**児童を帰宅**させます。ただしその際は必ず、自宅に電話させるなど安全を確かめ、**確認できなければ学校で待機**させます。
 - ② 学校まで来た児童は、保護者に連絡し、安全な下校またはお迎えが**確認できるまでお預かり**します。
- (6) **始業後、対象6市内に警報が発令された場合**は**メルポコで下校時刻等を一斉連絡**し、原則として**速やかに帰宅**させます。お手数ですが必ず受信の確認（確認時クリック・兄弟関係は両名とも）をお願いします。「迎えに来る」等のご都合があれば、学校にご連絡ください。安全に帰宅できることが**確認できない児童は待機**させ、保護者に個別連絡します。
◎ **始業後、対象6市以外（川西、大阪など）のみに警報が発令された場合は**、そのまま授業を続けます。下校については状況により適切に対応します。